

ギャンブル等依存症対策基本法の施行を踏まえた、地域における 普及啓発の取組の必要性・方向性について

平成31年4月
消費者庁

1 ギャンブル等依存症対策としての知識の普及の取組の重要性について

(1) 知識の普及の取組の全般的な意義

平成30年10月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号。以下「法」という。)においては、ギャンブル等依存症(ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態)により不幸な状況に陥る方の抑制を図るための基本的施策の一つとして、「国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及」を進めることを掲げています(法第14条)。

当該取組は、国及び地方公共団体が、多機関・多職種の連携の下、行動嗜癖であるギャンブル等依存症への対策を重層的かつ多段階的に推進していく一環として、あらゆる機会を捉えて、様々なアプローチによって進めていくことが必要となるものです。そして、この前提となる多機関・多職種連携の重要性は、「医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずる」(法第20条)とされていることから明らかです。

そのため、保健福祉部局のみが、一次予防(※1)としての知識の普及や、二次予防(※2)としての相談支援等の取組を担うのではなく、消費者行政担当部局としても対応が必要といえることができます。そして、法に基づき設置されるギャンブル等依存症対策推進本部の副本部長として内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)が特定されていることを取組の重要度との関係で認識して頂くことが必要であり、毎年度実施されている多重債務者相談強化キャンペーンに応じるといった従前までの取組を継続するだけでなく、後記するギャンブル等依存症問題啓発週間の機会等を中心に、法の趣旨を踏まえた、積極的な取組を展開することが重要となるものです。この点に関しては、十分に理解していただく必要があります。

なお、「ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図る」(参議院内閣委員会における附帯決議第7項を参照)べきことが、知識の普及に際して求められていることから、以下のような点に十分に留意いただき、可能な限り、知識の普及に用いる資料等の内容の精査を図っていただくことが必要です。

- ・ 御家族を含む当事者の方々の自尊感情に十分に配慮し、当事者の方々の孤立感が増してしまうようなことのないようにすること
- ・ 保健福祉分野におけるエビデンス等に係る知見の深化を踏まえる一方、ギャンブル等依存症への対応の必要性が矮小化されて受け止められることのないようにすること

- ※1 予防医学において、一般的に、疾病の発生の未然防止の取組を表す概念です。
 ※2 予防医学において、一般的に、発生した疾患の早期発見・早期介入の取組を表す概念です。

(2) ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～5月20日）における取組

ギャンブル等依存症対策としての知識の普及の取組を集中的に実施する機会の一つとして、毎年5月にギャンブル等依存症問題啓発週間が設けられています（法第10条第1項及び第2項を参照）。

当該週間においては、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めることとされています（法第10条第3項を参照）。

このとき、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等が当該週間を設けた理由である（参議院内閣委員会における附帯決議第5項を参照）ことに鑑み、若年層を中心に、ギャンブル等依存症対策としての知識の普及が図られるよう、多様な手段を活用して、取組を進めていただくことが必要となります。

2 取組方法について

既に、平成31年2月1日付けで、ギャンブル等依存症対策としての啓発用資料のサンプルをお示ししており、当該サンプルの送付時の文書（平成31年2月1日付け消費者庁消費者政策課から都道府県・指定都市消費者行政担当課宛て事務連絡。別添）において、典型的な取組方法を、以下のとおりお示ししているところです。

- ・ 役所内の関係部門（保健福祉担当部局、貸金業担当部局、公営競技運営担当部局、依存症教育推進担当部局等）との連携・調整はもとより、国の地方支分部局（財務（支）局等）、関係する民間団体（自助グループ、弁護士会など）等と連携・調整し、各地域の状況に即した啓発資料を整理の上で、法第10条のギャンブル等依存症問題啓発週間のほか、成人式、都道府県民の日における関連イベントなど、多様な機会を捉えて、周知啓発を実施すること

しかしながら、そのほかにも、

- ・ サンプルに示されている内容と同程度の情報をギャンブル等依存症問題啓発週間、成人式、都道府県民の日等の機会を捉えて地方公共団体の広報誌に掲載する方法
- ・ 平成31年3月20日に消費者庁消費者政策課からお示ししている、「新生活のス

ターゲットを応援します。「～押さえておきたい消費生活上のポイント例～」を参考に、ギャンブル等依存症問題啓発週間、成人式、都道府県民の日等の機会を捉えて、他の分野の消費生活上の情報と併せて啓発を実施する方法（なお、新生活のスタートに関する啓発用資料の内容をそのまま用いても支障ありません。）

- ・ 消費者月間におけるイベントの機会なども活用し、精神保健福祉センターや自助グループの関係者の方々に、研究成果の発表や活動紹介をして頂く方法（消費者庁消費者政策課の担当職員による施策紹介のコマを設けていただくことも考えられます。別途、都道府県・指定都市の担当者宛てにお知らせし、また、消費者庁ウェブサイトにも掲載しているとおり、旅費を負担いただければ、予定の重複が生じない範囲で、対応することが可能です。）

などの方法を探ることも考えられます。

なお、ギャンブル等依存症対策としての知識の普及の取組は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の際に限ってなされれば足りるものではないため、あらゆる機会を捉えて、SNS、メールマガジンなどの多様な手段も補足的に活用しながら、進めて頂くことが重要です。

また、都道府県においては、政府の策定するギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本として、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を定めるよう努めることとされております（法第13条第1項を参照）。その中でも、多機関・多職種連携の下で知識の普及の取組を進めることは、重要施策の一つになるものと思われまますので、今後、継続的に取組を実施し、随時強化を図っていただくことが重要となります。

参考1 消費者行政として取組を進める背景

ギャンブル等依存症対策としての知識の普及については、法の規定や法案の採決時に附された附帯決議がなかったとしても、以下のような考え方を基礎として、消費者行政として主体的に取り組み、不幸な状況に陥る方が発生しないよう努めていくことが極めて重要です。

- ・ ギャンブル等は、競技施行者や事業者との間の契約によりなされるものであり、一部の方において、提供されるサービスを楽しむ結果、ギャンブル等にのめり込む状況となってしまう場合があるという関係にあること（ギャンブル等依存症は、事業者と消費者との間の契約を通じて生じる問題）
- ・ ギャンブル等依存症に陥った方は借金の問題を抱える場合が多く、その発生抑止を図ることは重要であること（ギャンブル等依存症は、消費者問題である多重債務問題の背景要因）

なお、前者との関係では、競技施行者や事業者が、消費者との契約を締結する前段階の取組として、本人申告や家族申告によるアクセス制限の取組を既に実施しており、また、後者との関係では、金融業界（全国銀行協会及び日本貸金業協会）による貸付自粛の取組が既に進められております。このように、消費者契約における「事業者」に該当する主体において、制度的な対応が図られており、消費者行政としての取組を進めることへの期待が強い状況にあることも十分に留意いただくことが必要です（関係する情報については、消費者庁ウェブサイトの「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」のページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/）を参照）。

参考2 先行事例

(1) 長野県における取組

令和元年5月、ギャンブル等依存症問題啓発週間と消費者月間の相乗りのイベントとして、ギャンブル等依存症問題に関する講演会を開催。



しあわせ信州

長野県(県民文化部)プレスリリース 平成31年(2019年)4月4日

『ギャンブル等依存症 ならない、させない、取り残さない』 消費者月間記念 ギャンブル等依存症啓発講演会を開催します

県では、5月の消費者月間、5月14日から20日までのギャンブル等依存症問題啓発週間の取組みの一つとして、ギャンブル等依存症問題に関する一般の皆様を対象とした講演会を開催します。

ギャンブル等依存症について、当事者やその御家族、現場で相談を受ける講師の体験談を交え、実態やその対策について知ることができるよい機会ですので、ぜひ御来場ください。

○ 内 容

1 日 時

令和元年(2019年)5月15日(水) 13:30~16:00

2 場 所

長野県長野保健福祉事務所3階会議室(長野市岡田98-1、長野県庁南側)

3 講師及び講演内容

- (1) 内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局担当者
・ギャンブル等依存症対策に関する政策について
- (2) ギャンブル等依存症当事者、及びその御家族
・ギャンブル等依存の当事者、家族の実体験
- (3) あさか事務所 代表 司法書士・カウンセラー 安藤 宣行 氏
・ギャンブル等依存症の実態と、周囲の向き合い方について

4 その他

- (1) どなたでも御参加いただけます。(参加無料。)
参加申込先：長野県精神保健福祉センター
E-mail : withyou-r@pref.nagano.lg.jp
F A X : 026-227-1170
- (2) 駐車場が少ないので、公共交通機関を御利用ください。

ギャンブル等依存症について

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめり込むことにより、多重債務や貧困といった経済的問題に加えて、うつ病を発症するなどの健康問題や、家庭内の不和などの家庭問題、虐待、自殺、犯罪などの深刻な社会的問題を引き起こすこともある精神疾患のひとつです。平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、5月14日~20日が「ギャンブル等依存症問題啓発週間」として定められました。

県民文化部くらし安全・消費生活課相談啓発係
(課長)古川 浩 (担当)田畑 大城
電 話 026-223-6770(直通)
F A X 026-223-6771
E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

長野県精神保健福祉センター
(所長)小泉 典章(担当)大井 千明
電 話 026-227-1810
F A X 026-227-1170
E-mail seishin@pref.nagano.lg.jp

(2) 兵庫県但馬地域における取組

平成30年12月、県の広報誌(県民だより Hyogo 平成30年12月号 但馬地域版)に、ギャンブル等依存症による借金問題の相談事例を掲載。

一人で悩まず 消費生活センターに相談しましょう

但馬地域の市町と県の消費生活センターには、年間約2,000件の相談が寄せられます。
その中の約3割は家族や地域の人からの相談です。当事者だけでなく、周囲の人も「何か変」と思ったら気軽に消費生活センターに相談してください。

何か変 ちょっとおかしい 周囲からの相談がトラブルの解決につながります

事例1 父親が相談

息子の車で見つけたのは…

20代の息子の車の中に小さな紙切れが落ちていた。よく見るとサラ金からの35万円借入の控えだった。一体何に借金しているのか不安だ。



原因には マルチ商法に手を出していた

高校時代の友人から呼び出され110万円を会員になれば、デートや旅行のプランを無料で立ててもらえ、将来的に返当でもうかる」と勧誘されました。お金がないと断るとサラ金から借金をするよう言われ、50万円を支払い会員になっていました。

事例2 母親が相談

息子から度々、お金を無心されて…

一人暮らしをする息子から「友人の借金の保証人になっている」と言われ50万円無心された。以前にも「手術費用40万円」「交通事故で30万円」の要求があったが、事実がどうか分からない。



原因には ギャンブル依存症になっていた

息子は、うそをついてギャンブルにお金をつぎ込んでいました。これはギャンブル依存症の可能性が高く、そうであればお金の借代わりは断断です。お金を返すとさらにギャンブルをできることになり、病状が悪化させてしまいます。

※ギャンブル依存症は病の表裏です

事例3 地域の建築士が相談

工事の見積依頼を受けたが…

地域の高齢者へ工事の見積書を渡しに訪ねたら「預り金の5%が利益になる投資にお金を預け、手元に現金がない」と言われた。低金利の時代に不審な話だ。



原因には 怪しい投資に引っ掛かっていた

最初は約5%の利益が振り込まれるため、消費者は相手を選びさらに高額な投資をします。しかし、書面調査事件等の過去の事例から分かるように、事業者は数年後には破たんする詐欺的商法です。

複雑な現代社会を生き抜くために「何かおかしい」と感じる力を身に付けましょう

相談は 但馬消費生活センター ☎0796(23)0999、たじま消費者ホットライン ☎0796(23)1999
※土曜、日曜、祝日に急ぎの人は「消費生活ホットライン」168へ

休日相談会も実施
☎12月2日⑩10時～12時 但馬消費生活センター

(3) 岐阜県輪之内町における取組

平成31年1月、町の広報誌（広報わのうち2019年1月号）に、平成30年11月に消費者庁が中心となって作成・公表した、青少年向けの啓発用資料の内容をベースにしたギャンブル等依存症に関する注意喚起を掲載。

消費生活相談

「のめり込み」にはくれぐれもご注意を! ～ギャンブル等は適度にたしなみましょう～

平成30年10月「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行されました。これは、国民がギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるように、知識の普及を図ることを基本に位置付けています。消費者庁では、国民にギャンブル等依存症に関する関心と理解を深めるため、青少年向けの啓発資料を作成し、国民に呼びかけています。

ギャンブル等依存症とは?

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等へののめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。この依存症になると、日常生活や社会生活に支障を生じる事があります。借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらには自殺等の社会問題を引き起こすこともあります。ご家族や周囲の皆さんにも影響が及びます。

- 誰もがギャンブル等へののめり込む可能性を持っている
「仕事がうまくいかない」といったストレスや孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことで、「のめり込み」が始まる可能性があります。「意志が弱い」「だらしない」といった性格が原因となる病気ではありません。
- わかっているのにやめられない… ギャンブル等依存症のサインでは?
ギャンブルのために、周囲の皆さんにお金を借りていませんか?借金があるのに、「次こそ勝つ!」と思ってギャンブルを続けていませんか?
- 若者の皆さん、ちょっとしたビギナーズラックに注意しましょう
若い頃にギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。なお、法令で定められた年齢に達しない方がギャンブルをすることは禁止されています。
- 一旦のめり込むと、気合や根性では抜け出すことができません
ギャンブル等へののめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことはできません。「興味を持ち、楽しんでいる」だけなのか、「のめり込み、やめられなくなっている」のか様子を見てください。「のめり込み」から回復し、健康な生活を取り戻すには、専門家の支援を受けることが重要です。本人の主体性が「回復」への原動力となります。

注意すべきポイント

- 借金の肩代わりは禁物です
よかれと思って、借金の肩代わりをしてしまうと、本人が問題に向き合い、立ち直る機会を奪ってしまいます。気になることがある場合は、相談したい内容に応じて、各窓口をご利用ください。

消費生活相談のことなら

- ▶岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- ▶輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- ▶消費者ホットライン ☎1188